

岐阜県宅地造成及び特定盛土等規制法に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法による基礎調査及び規制区域の指定について、有識者の意見を聴取するため、有識者会議を設置する。

(事業)

第2条 岐阜県宅地造成及び特定盛土等規制法に関する有識者会議（以下「会議」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 県の宅地造成及び特定盛土等規制法による基礎調査に関して意見を述べること。
- (2) 県の宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に関して意見を述べること。
- (3) 県の宅地造成及び特定盛土等規制法による許可基準に関して意見を述べること。
- (4) その他県の宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に必要な事項に関して意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員6名以内をもって、必要の都度、組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 実務者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会議を進行する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、都市建築部長が招集する。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、岐阜県都市建築部建築指導課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の事務の運営上必要な事項は、建築指導課長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和6年2月27日から施行する。